

令和4年10月12日

香芝・王寺環境施設組合
新ごみ処理施設建設調査特別委員会

(第10回)

香芝・王寺環境施設組合

令和3年 第10回

香芝・王寺環境施設組合新ごみ処理施設建設調査特別委員会
会議録

- 1 招集年月日 令和4年10月12日
- 2 招集場所 香芝市役所5階議会委員会室
- 3 出席議員 4名
 - 5番 川 田 裕
 - 6番 河 杉 博 之
 - 7番 下 村 佳 史
 - 8番 中 谷 一 輝
- 4 欠席議員 4名
- 5 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 福 岡 憲 宏
香芝市市民環境部長 笠 屋 眞 一
香芝市都市創造部長 津 本 和 也
事務局長 井 上 隆
- 6 会議録の記録書記は、次のとおりである。

事務局次長 平 野 厚
事務局係長 増 田 勝 久
事務局主幹 吉 田 卓 朗
- 7 会議の事件は、次のとおりである。
 - 1 費用の負担について
 - 2 その他
- 8 開会 午前10時

(委員長 下村佳史) 皆さん、おはようございます。公私何かとお忙しい中、新ごみ処理施設建設調査特別委員会を特別委員会条例第8条の規定により招集しましたところ、委員各位には何かとご多用の中、出席賜り、誠にありがとうございます。委員並びに理事者、傍聴にお越しの皆様をお願い申し上げます。携帯電話の電源はお切りになるかマナーモードにしてください。新型コロナウイルス感染症対策については、各自対応のほどよろしく願いいたします。また、報道機関等による写真等の撮影を許可していますので、ご了承お願いいたします。

それでは、ここで今回の委員会を始める前に欠席届が出ていますので、報告いたします。松岡委員、幡野委員、中川委員の3名の議員及び平井副管理者より欠席届が提出されております。欠席理由につきましては、令和3年10月以降の議会においては、十分な法令審査や質疑、合意形成などもなされていないまま、香芝市選出議員が数の力で何事も決めようとするなど公正な議会運営が行われていないこと等を含め、4人とも同じ理由で欠席届が出ております。以上、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は4名で、組合議会特別委員会条例第9条の規定により定足数に達していますので、これより本日の委員会を開きます。それでは最初に、管理者挨拶をお願いいたします。

(管理者 福岡憲宏) 委員長。

(委員長 下村佳史) 管理者。

(管理者 福岡憲宏) 本日は、委員各位にはお忙しい中、香芝・王寺環境施設組合新ごみ処理施設建設調査特別委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。今回の特別委員会では、香芝・王寺環境施設組合の関連事業に係る費用につきまして、構成する香芝市・王寺町それぞれの負担に対する論議を委員各位をお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(委員長 下村佳史) ありがとうございます。それでは、ただいまから香芝・王寺環境施設組合新ごみ処理施設建設調査特別委員会を開催いたします。これより案件に入ります。質疑、答弁は簡素明瞭にお願いいたします。

案件第1、費用の負担について、質疑のある方、ご発言をお願いいたします。

(委員 川田裕) 委員長。

(委員長 下村佳史) 川田委員。

(委員 川田裕) おはようございます。よろしく申し上げます。時間が開いていたんですが、以前、この費用負担の割合について意見の食い違ふところも多々、議員間同士ですけれどもあったということもありまして、ただその論拠に対しまして全く根拠を示されずに、ただ気に入らないんだというような記憶があります。その後、こちらから提案もさせていただいたわけですが、組合事業というのはその各構成団体から事務を取り出してそれを共同でというのが地方自治の趣旨ではありますけれども、それが各構成団体においてその事務が消滅していると、いわゆるこの組合の事務で議会まで設置され、特別公共団体としての法人として、その事務を行うということになっておりまして、それについて管理者、副管理者のほうに話合いのテーブルを提案させていただきましたと、そのテーブルに、テーブルという意味はお互いお話し合いをしていただきたいということで、いわゆる噛み合っていない部分があるのであれば、そこは真摯に話し合いを行っていただきたいという旨の結果、管理者それと副管理者両名とも合意に至り、その話し合いの場が設けられるということになったという経緯がございました。その点については、それで間違いないですか。

(管理者 福岡憲宏) 委員長。

(委員長 下村佳史) 福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) そのとおりでございます。

(委員 川田裕) はい。

(委員長 下村佳史) 川田委員。

(委員 川田裕) それから、ある程度時間が経過いたしまして、もう、かなりの話合いのほうが行われていると我々は思っているわけですが、具体的にどのような話合いまで今現在進んでいるのかということをお聞きしたいと思います。

(吉田事務局) 委員長。

(委員長 下村佳史) 吉田事務局。

(吉田事務局) 担当者によります負担割合の検討協議会のほうなんですけれども、4月と5月、各1回ずつ行いまして、その後はまだ開かれてはおりません。内容につきましては、各市と町の負担に対する考え方をお互い主張いたしまして、そこで今協議については終わっているというところになっております。以上です。

(委員 川田裕) 委員長。

(委員長 下村佳史) 川田委員。

(委員 川田裕) 我々がその当時に求めていたのは、負担割合に対する考え方を抽出してというよりも、ある程度絞って、当時紛糾される内容になっていた項目について話合いを行っていただきたいと、このような趣旨であったと思います。また、その他、聞くところによりますと、規約の内容であるとか云々とかそれは今回の問題になっている、一応そこを事件と呼びますが、その事件に関するものに関しましては別途話合いの項目でありますので、だからそこを真摯に話していただかないと、全く議論がかみ合わない材料を出し合って云々どうのこうのというのは、それは我々が求めていた、議会が求めていた話合いとはまた違う形になって

いくのではないかと、このように思って非常に残念であります。今の回答は。本日も、松岡委員、鎌倉委員、そして幡野委員、中川委員、この王寺選出側の4名の委員さんにつきましてもある程度冷却期間も置いた中で真摯な話し合いが行われるのかなということで本日は期待して出席したわけでありましたが、4名ともこれもまたその他でやりますけれども、欠席をなされているということで、非常に残念に思っております。数の力でとか先程そういうふうな言葉もお聞きしましたが、これは議会を構成している以上、賛否が割れる場合もあるし一致する場合もあると、必ずしも全てが一致しなければ議会の審議を放棄するんだということは、そういう概念はありませんので、非常に今回もまた引き続き欠席されているということについては真摯な話し合い自体すら行われないと、行う機会を与えているにもかかわらず、それすらできないということに関しましては非常に遺憾に思う次第であります。よって、今日も我々の香芝市議会議員からの選出の委員間においては、争いとか事項の考え方の違いというものは概ね無いわけですけれども、しかし具体的な提示というものも行われずに一方的に放棄され続けているということは、すなわち話し合い自体を放棄されていると、このように理解するしかないのかなと、かように思います。よって、話し合いができないのであれば、本日特別委員会を開催した意味自体がもう没却してしまうわけでありまして、焼却場の工事も現在進んでおりますし、前々から申し上げますように、組合の事務というのはこの組合の中で行っていくというのは、これは当たり前前のことでありまして、それを勝手な解釈で違うんだと、それは負担しないんだとかするんだとか、そういった話があったら事務を移管させてやっている意味すらなくなってしまうということでもありますので、そのあたり、このまま話し合いのテーブルもせつかく設けていただけるといことで議会の答弁も当時ありまして、それでやりますというこ

となんです、それが進んでいないという理由は何なんです。

(管理者 福岡憲宏) 委員長。

(委員長 下村佳史) 福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 当事者ではございませんから、はっきりとした理由までは分かりませんが、副管理者とかが出席していただけない理由というのは、私自身がそちらの立場ではないから正確な理由とまでは分かりませんが、私たちとしては、香芝・王寺環境施設組合事務局としては管理者、副管理者の会議というのも要請はしておりますが、出席していただけないような状況でございます。このような状況であれば、また次の臨時議会の話になるかと思いますが、もうこの費用負担としては管理者として王寺側に求めていかなければならないと、もうこちらの決定した部分で求めていかなければならないのかな、というふうには考えております。以上です。

(委員 川田裕) 委員長。

(委員長 下村佳史) 川田委員。

(委員 川田裕) 委員さんが休まれている理由というものと、これはその他でもやろうと思っていたんですが、今管理者のほうからそういう発言もございましたので、関連ということで申し上げさせていただきますが、本来委員さんが休まれている理由というのと事務執行者側の、副管理者の、これは委員長今お聞きしたいんですが、今欠席の届けというのを読まれていたんですか。それに関しては副管理者等、部長さんも休んでいらっしゃるんですね。その理由というのは全部それは同じ理由になっているわけですか。それは事務局、確認をお願いできますか。

(委員長 下村佳史) 井上事務局長。

(事務局長 井上隆) 今朝方、香芝・王寺環境施設組合の王寺町選出議員さんと副管理者から提出されました欠席届の欠席理由につきましては、先

ほど委員長が言われました内容のとおり同じ内容で出されております。

(委員 川田裕) 委員長。

(委員長 下村佳史) 川田委員。

(委員 川田裕) 今確認させていただきますと、管理者も委員さんも同じ内容での欠席であったということなのですが、執行者側が決議権、そういった権限すらない者が片方の一方的な数の力でとか言うということは議会に対して侮辱ではないんですか。議会が開催されて、その中において行政側というのは、そこに議案を提案する権限というのは、地方自治法に明確に明記されていますけれども、その審議内容についてそれは違法な議決であった場合とかという場合に関しては、176条の再議権というものが付与されていますけれども、それ以外は委員の決議結果に対しましてももちろん、それは認めなければならない自分の権限がない部分でありますので、それを同じ理由で休まれているということに関しては、これは侮辱に該当するのではないかと思います。それはいかがですか。

(管理者 福岡憲宏) 委員長。

(委員長 下村佳史) 福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 侮辱に値するとまでは考えませんが、議会の軽視しているのではないかとと思われる仕方がないかなというふうには思われます。

(委員 川田裕) 委員長。

(委員長 下村佳史) 川田委員。

(委員 川田裕) 侮辱云々をここでやるつもりは毛頭ないんですが、議会としてはこちら時間も取って皆さん議員さんもお忙しい中、時間を調整しながら組合の本日の特別委員会及びその後に行われる臨時議会の日程も調整し、合わせて来ているわけです。我々は事務の執行に関して質疑

をする権限も当然あるわけですが、一方的に今言いました侮辱的に感じるような理由によって放棄されて我々は質問もできないわけです。質疑もできないわけです。それだったら議会を開催している意味すら没却されてしまうということで、これは権利侵害にも当たるのではないかと思うわけですが、その点いかがですか。

(管理者 福岡憲宏) 委員長。

(委員長 下村佳史) 福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 繰り返しになりますけれども、議会被軽視されているというふうに思われても仕方がない行為だなというふうに感じます。ただ、権利を侵害しているかどうかとまでは言い切れません。

(委員 川田裕) 委員長。

(委員長 下村佳史) 川田委員。

(委員 川田裕) 地方自治法の121条には、出席の要請があった場合には出席しなければならないという文言が規定されております。そして、正当な理由がある場合には欠席も認められるということなんですけれども、これ出席というのは法律の規定事項です。今お聞きしました、委員さんは置いておきましても理事者、執行者側の理由として今の理由というのは全く執行者側に関係のないことでありまして、内部的な問題にとどまるものでありますから、それがその理由をもって言われましても、これは正当な理由として当たるのかどうかというのは、これを判断するのは議会になりまして、後で動議か何かを提出してそれを採決いただきます。私の考え方だけでももちろんできるわけでもないし、委員さんも本日お休みになっておられるということは今回の特別委員会に関してはそれに対して、出席した委員に対して全て一任されているという判断になりますので、そのあたりはきっちりしていけないといけないんですが、ただ管理者として副管理者がそういう意見だからといってそれを放置さ

れるということはそれも問題があるんじゃないですか、いかがですか。

(管理者 福岡憲宏) 委員長。

(委員長 下村佳史) 福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 委員おっしゃるとおりだと思いますので、当然副管理者のほうには出席を強く求めていきたいと思います。以上です。

(委員 川田裕) 委員長。

(委員長 下村佳史) 川田委員。

(委員 川田裕) できましたら、口頭ではなくて全て書面通知か何かで行ってください。記録をきっちり残すということが行政手続法における透明性も確保されるわけですから、そのあたりはよろしくお願ひしたいなと思います。この費用負担についてということで議題を上げ、以前から侃々諤々と審議をさせていただいてきている訳ですけれども、ご出席をなされないということは審議またはゼロベースでの話合いというものも、これもできない訳でありまして、そこは非常に遺憾であるということをお申し立てさせていただきたいと思います。これ以上審議できませんので、もう私の質疑はここで終了いたします。

(委員長 下村佳史) ほかにありませんか。

(なしの声あり)

(委員長 下村佳史) ないようですので、審議を打ち切ります。

続きまして、案件2、その他、委員または事務局から何かございませんか。

(吉田事務局) 委員長。

(委員長 下村佳史) 吉田事務局。

(吉田事務局) 新ごみ処理施設建設工事について報告させていただきます。

新ごみ処理施設につきましては、クボタ環境サービス、松村組、日本土木建設、特定建設工事共同企業体と設計・施工・運営のDBO契約を締結し、現在工事を進めているところです。お手元に配付しております現況写真をご覧ください。令和3年度は地下工事が終わりました、令和4年度7月より地上階の鉄骨工事等が開始しております。工事の進捗率は、建設工事で約42%、プラント工事で約2.7%、全体で23.5%です。概ね予定どおりの工程で進んでおるところでございます。また、昨今の物価変動による工事費の高騰に伴い、当工事につきましては建設工事請負契約書第25条第6項に基づきます物価スライドによる工事費変更の協議を工事受注者と開始しております。今後は詳細について精査を行い、その内容について組合議会に速やかに報告してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

(委員長 下村佳史) ほかにありませんか。

(委員 川田裕) はい。

(委員長 下村佳史) 川田委員。

(委員 川田裕) まず、今案件の1番のほうで発言もさせていただいたわけですが、副管理者における欠席理由です。その書面があるのであれば、まずその正式な書面、提出されている書面を確認させていただけないですか。できれば写しをお配りいただきたいと思います。いかがですか。

(委員長 下村佳史) ここで暫時休憩いたします。

(休憩)

(委員長 下村佳史) 休憩を解いて再開いたします。

(委員 川田裕) はい。

(委員長 下村佳史) 川田委員。

(委員 川田裕) 資料をありがとうございました。ここは今現在特別委員会
でありますので特別委員会に関わる以外のものは除きますが、まずは平
井康之副管理者からの欠席届を今配付いただきました。その内容は、令
和4年10月12日のごみ処理施設建設調査特別委員会には、次の理由
により出席できないので、届けますと。記。欠席理由として、令和3年
10月以降の議会においては、十分な法令審査や質疑、合意形成もなさ
れないまま、香芝市議会選出組合議員が数の力で何事も決めようとする
など公正な議会運営が行われていないこと。地方自治法等の規定に基づ
いた手続による鎌倉議員の組合議員の辞職及び後任の沖議員の選出が認
められないこと。次に、不当な理由で王寺町議会選出組合議員への懲罰
動議が可決されたこととあります。これは、今までも全て説明を行って
きたところでありまして、例えば今1番目に申し上げた「10月以降の
議会において十分な法令審査や質疑、合意形成がなされない」、合意形
成というのは最終的な表決のことですよね。表決を取っていますよね。
だからこういった言い方はなじみません。質疑というのも、これは以
前、王寺側選出の議員さんからご意見もいただいておりますが、もっ
と審議をしなければならないんじゃないかという、たしか条例提出のと
きだったと思いますが、そのときも私は提出者として出席をさせていただ
いていたわけでありまして、質疑する、審議する側は相手方にありま
して、王寺町議会選出議員側にありまして、もう何の質疑もありません
ので、中身についての、もうないのであればその合意形成、いわゆる表
決行為に入っていたいただきたい旨を申し上げたら、その質疑、審議を打ち
切られたのは鎌倉議長でありまして、我々はそんな権限がありませんの
で質疑を打ち切ることはできませんので、自らが打ち切られたというこ
れはもう証拠も残っておりますし、議事録にも確認いただければそのよ

うなものが非常に詳しく生々しく残っておりますので、よろしくお願ひしたいと。「十分な法令審査や」、と言いますが、法令の審査というのは我々回答、答弁をさせていただいております。ただ、それに対して何ら質疑がありませんので回答のしようがない。だから、法令の審査というのであれば質疑側がその旨の質疑を行われ、そして確認をされれば済む話でありまして、何かこちら答弁側がそのような旨を一切答弁も拒否して行っていないというように想像させるような書きぶりでありまして、この文言に関しましては全て当てはまらないと、該当しないと言わざるを得ない内容であると思います。「香芝市議会選出組合議員が数の力で何事も決めようとする」などと、これはまた具体的に追求を今後していきますが、我々は一度たりとも数の力で何事も物事を進めようとしたことはありませんし、本日の特別委員会に対しましても真摯な話合いを持てるということでこの特別委員会も開催しているわけでありまして、それを一方的に放棄されているのは王寺側選出の議員さんたちでもありまして、この文言も虚偽と捉えられてもおかしくないというような内容であります。

「地方自治法等の規定に基づいた手続により、鎌倉議員の組合議員の辞職及び後任の沖議員の選出が認められない」と、これ何度も申しておりますが、議長が自ら辞められるということになれば副議長にその辞職を提出しなければなりません。文言というのは法律には議長に提出すると書いていますが、辞職をされるということはこれ地方自治法上の除斥に該当しますので、自らがそれに対する判断する権限がありません。それを何度も申し上げているんですが、それを一向に解釈しようとしられずに、ここでも申し上げておきます。前にも事務局の方にも申し上げたんですが、一身上の都合ということでお辞めになられるという申出がご自身ではされているということですが、王寺町議員はやっておられ

ますので、本当に心身の体調の不良等によるものであれば王寺町議員も辞められるということが普通ではないのでしょうか。これは断定はできませんが、あくまでも本当にそういう意思があるのであれば、そういう自らが権限のない決裁を行ったということはなしにして、この議会にそういう辞職をされる意思が強いのであれば、辞表を提出されてくれば、議会開会中によれば、この会議で議決、表決を賜った後、賛成多数であればそれが認められるという正当な手続をまず踏んでいただきたいということをもう一度申し上げておきます。

それと、「不当な理由で王寺町議会選出組合議員への懲罰動議が可決された」と。不当な理由かどうか、これはもし不当な理由であれば不当な議決に当たりますので、再議の申出、またはこれに対して不当性を訴える行為を取られたらいいと、それを確認もせず一方的にこのような不当だ、不当だということをおぼろげに散らしている場合ではないんじゃないかと、このように感じます。

だから、これはあくまでも今見たところによりますと、香芝・王寺環境施設組合副管理者平井康之氏の欠席される理由とは全く関係のない議会での内容等のことが書いてありますので、これは正当な理由が認められないと思いますので、ここで動議を提出したいと思います。

香芝・王寺環境施設組合の新ごみ施設建設調査特別委員会において、平井康之氏が副管理者として不当な理由により欠席をなされているとこのように感じますが、これをまず動議として、正当な理由があるのかないのかに対しての表決を賜りたいと、このように動議を申し上げます。

(委員長 下村佳史) 動議に賛成の方。

(委員 河杉博之、中谷一輝) はい。

(委員長 下村佳史) 動議に賛成の方がおられますので、この議題を取り上

げたいと思います。暫時休憩いたします。

(休憩)

(委員長 下村佳史) 休憩を解いて再開いたします。

今、動議が賛成多数で認められましたので、動議を提出された川田委員より動議の説明をしていただきます。

(委員 川田裕) はい。

(委員長 下村佳史) 川田委員。

(委員 川田裕) 再度申し上げますが、今提出させていただきました動議につきまして、再三にわたり香芝・王寺環境施設組合副管理者平井康之氏が特別委員会を欠席なされておられます。その欠席理由としましては、今お手元にお配りいただきました令和4年10月12日付の欠席届であります。この内容が今審議事項でも申し上げましたが、理事者側として正当な理由の欠席事由には該当しないと、このように我々は判断しております。その旨、団体意思決定としてこれが正当な理由に該当するのかしないのか、その旨の裁決をいただきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

(委員長 下村佳史) それではまず、ただいまの報告に対して質疑を行います。何かございませんか。

(なしの声あり)

(委員長 下村佳史) 質疑がないようですので、採決に入りたいと思います。ただいま川田委員より動議が出されました「副管理者平井康之氏の欠席届に対して正当な理由があるかないか」の採決に入りたいと思いま

す。これに対して、正当な理由があると思われる方の賛成の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

(委員長 下村佳史) ありがとうございます。全員挙げられておられませんので、ないということで可決しました。正当な理由に当たらないということで可決したことを報告いたします。ほかにございませんか。

(なしの声あり)

(委員長 下村佳史) ないようですので、これで打ち切ります。お諮りいたします。本日の委員会報告作成は私に一任願えますか。

(異議なしの声)

(委員長 下村佳史) これで新ごみ処理施設建設調査特別委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時35分